［削る。］

8　［略］

⑵　会社役員に対する報酬等

［表略］

（記載上の注意）

1　［略］

2　取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の５第２号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の５第３号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第４号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第５号に規定する報酬等についても記載すること。

3　報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。

①　当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標（会社法施行規則第98条の５第２号に規定する業績指標をいう。以下同じ。）の内容及び当該業績指標を選定した理由

②　当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

③　当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標に関する実績

4　報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。

5　報酬以外の金額（非金銭報酬等を除く）については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

6　［略］

7　会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

8　会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

9　会社法第361条第７項の方針又は同法第409条第１項の方針を定めているときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、会社法第404条第２項第１号に規定する執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由を記載すること。

8　事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

9　［同左］

⑵　会社役員に対する報酬等

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第４号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第５号に規定する報酬等についても記載すること。

［加える。］

［加える。］

3　報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

4　［同左］

5　会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

6　会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

7　各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。